

こども家庭センターについて

<趣旨・目的>

- 改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター(母子保健)と子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関(こども家庭センター)の設置に努めることとした。
- 「こども家庭センター」の設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものである。

<業務内容>

○ こども家庭センターは、これまで母子保健機能(子育て世代包括支援センター)や児童福祉機能(子ども家庭総合支援拠点)において実施している相談支援等の取組に加え、

新たに

- ・妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援を要する子ども・妊産婦等への<u>サポートプランの作成</u>や、
- ・民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓、 を担うことで、更なる支援の充実・強化を図るもの。



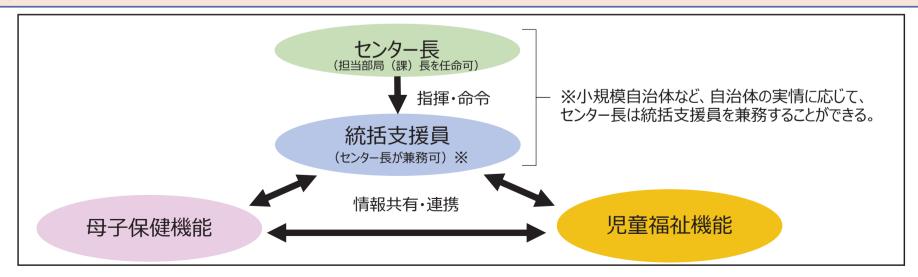


こども家庭センターの要件について

こども家庭センターは、児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設。(改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条参照)

【要件】

- 1. 母子保健機能(旧子育て世代包括支援センター)及び児童福祉機能(旧市区町村子ども家庭総合支援拠点)双方の機能の一体的な運営を行うこと。
- 2. 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者である、センター 長をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること。(※)
- 3. 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括 支援員をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること。
- 4. 改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する業務を行うこと。
- 5. 当該施設の名称は「こども家庭センター」(又はこれに類する自治体独自の統一的名称)を称すること。
 - (※) …小規模自治体等、自治体の実情に応じてセンター長は統括支援員を兼務することができる。





【参考】児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年6月15日法律第66号)による改正後の児童福祉法等 抜粋

【児童福祉法】

- 第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。
 - 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
 - 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
 - **三** 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
 - 四 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。
- 第十条の二 市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない。
- ② こども家庭センターは、次に掲げる業務を行うことにより、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。
 - 前条第一項第一号から第四号までに掲げる業務を行うこと。
 - 二 児童及び妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと

【母子保健法】

- **第二十二条** こども家庭センターは、児童福祉法第十条の二第二項各号に掲げる業務のほか、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、第一号から第四号までに掲げる事業又はこれらの事業に併せて第五号に掲げる事業を行うものとする。
 - 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。
 - 二 母子保健に関する各種の相談に応ずること。
 - **三** 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。
 - 四 母性及び児童の保健医療に関する機関との連絡調整並びに第九条の二第二項の支援を行うこと。
 - 五 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと(前各号に掲げる事業を除く。)。